

## 町県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

( 令和 年 月 日提出 )

苓北町長 様	①	住所又は所在地		②	特別徴収 義務者番号	
	申請者	氏名又は法人の名称 及び代表者氏名印	④	③	電話番号	

地方税法第321条の5の2の規定による町県民税特別徴収税額の特例についての承認を申請します。

④ 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以後の納期の特例に係る町民税特別徴収税額									
⑤ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与の支払額(臨の欄には、臨時勤務者につき記入)	年 月分	臨	人	臨	円	年 月分	臨	人	臨	円
	年 月分	臨	人	臨	円	年 月分	臨	人	臨	円

⑥ (一) 現に町税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある  
 場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由。  
 (二) 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消された  
 ことがある場合は、その年月日。

⑦ ※町処理欄	処理区分	却下の理由	起案	令和 年 月 日	通知書作成			
			施行	令和 年 月 日	収納簿記入			
	承認	熊本県苓北町長	決 裁		課長	課長補佐	班長	主査
	却下							

# 申 請 に つ い て の 注 意 事 項

## 一 特別徴収税額の納期の特例の制度について

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。  
(注)「常時10人未満」というのは、常には、10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。
2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特別の規定の適用を受けようとする場合は、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得及び退職所得について特別徴収した町県民税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。(期限が祝日または休日のときはその翌日までです。)  
6月から11月までの支給分            12月10日まで  
12月から翌年5月までの支給分        6月10日まで
4. 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から、給与所得の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。  
◎ 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。又この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特に注意してください。  
◎ 毎月の異動は納期の特例を適用されても必ず報告してください。

## 二 申請書の書き方

1. 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。但し、個人の住所地又は法人の本店若しくは主たる事業所以外の事務所又は事業所等で町県民税の特別徴収及び納入を行っているものが申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
2. 「②」欄には、役所から通知されている「特別徴収義務者番号」を記入してください。
3. 「③」欄には、連絡に便利な電話番号を記入してください。
4. 「④」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
5. 「⑤」欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等の臨時的給与の全額を含みます。)を記入してください。この場合において、臨時的勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ記入してください。
6. 「⑥」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
7. ※を付けた欄には記入しないでください。